

いただいたご意見と本市の考え方

No.	主なご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	大阪市契約規則第19条及び第37条の改正について、「工事請負契約」の限定をなくす改正において、単に「入札保証金」とするだけでは不十分であると考え。契約の重要性を考慮し、具体性や客観性を持たせた内容にするべきで、同規則第46条の改正も含め、市民にとってわかりやすい改正を希望する。	いただきましたご意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。